

# 令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

公益財団法人佐々木洋寧奨学財団

この法人は、経済的理由による就学困難者への奨学援助及び若者の成長を図る自立支援活動を行うことで、次世代の担う若者へ「学び」と「成長」の機会を提供し、一人ひとりの可能性を育む自らの力で未来へと踏み出せる社会構築に寄与してまいります。また、今年度も引き続き法人運営の基盤確立にも努めてまいります。

## 【公益事業1】奨学金の給付

### 取り組み①：佐々木洋寧奨学金制度

#### 1. 事業の趣旨・概要

我が国の奨学金事業は、昭和18年創設の財団法人大日本育英会に始まり、無利子貸与型としてスタートし、学生数等の増加により規模を拡大してきました。しかし現在では、社会に出ると同時に奨学金返還義務を負う若者が、経済的・精神的な重荷を抱えて社会生活をスタートするという課題が深刻化しています。こうした現状を受けて、国においても給付型奨学金の拡充が図られておりますが、未だ十分な支援体制が整っているとは言えません。

この法人が掲げる「どのような状況にあっても、学びたい・成長したいという情熱を持つ若者が、未来へと踏み出せる社会を創る」という理念に基づき、学ぶ意欲と社会への関心を持ちながらも経済的な理由により就学継続が困難な学生に対し、安心して学業に専念できるような環境づくりを支援する為、返済義務のない給付金の給付を行ってまいります。

将来、支援を受けた若者たちが社会に貢献し、次の世代へと「恩送り」の輪を広げていくことを期待し、私たちは今後も継続して支援を続けてまいります。

なお、奨学生の進路等について、この法人は一切関与いたしません。

#### 2. 応募対象者・人数

(1) 対象者：大学3年次生

(2) 人数：10名（選考の結果、合格人数が左記人数以下の場合はその人数とする）

#### 3. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

(1) 日本国籍を有し、日本国内に居住していること

(2) 日本国内に所在する大学の3年次に在籍する学生であること

(3) 募集年度4月1日時点で年齢25歳以下であること

- (4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- (5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

#### 4. 応募手続

下記の書類をこの法人の理事長宛に提出すること。

- (1) 奨学生申込書（所定様式に自筆で作成・写真貼付）
- (2) 身上書（所定様式に自筆で作成）
- (3) 応募課題用紙（所定の様式）
- (4) 推薦書（所定の様式）
- (5) 成績証明書（在学期間が発行する直近のもの）
- (6) 在学証明書（在学期間が発行する直近のもの）
- (7) 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの）
- (8) 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）

#### 5. 奨学金の内容

- (1) 奨学金の額：年額 360,000 円（月額 30,000 円）／人
- (2) 奨学金の給付期間：2 年間
- (3) 奨学金の給付時期：令和 8 年 6 月（4 月～7 月分）、9 月（8 月～11 月分）、及び  
令和 9 年 1 月（12 月～翌年 3 月分）の 3 回に分けて給付

#### 6. 募集・選考・採用スケジュール

- (1) 募集期間：令和 8 年 4 月 1 日～5 月 15 日
- (2) 選考期間：令和 8 年 5 月 16 日～5 月 31 日
- (3) 採用者決定：令和 8 年 6 月 10 日

#### 7. 選考方法

「佐々木洋寧奨学金制度に関する規程」に定める奨学生選考委員会において、別に定める「奨学生選考基準」に基づき選考します。

選考方法は書類選考（学業成績・会計状況等の内容から総合的に審査）とします。

#### 8. 採用者決定の手続き

奨学生選考委員会の選考結果を受けて、理事会が採用者を決定します。

選考結果は、採否に関わらず令和 8 年 6 月中旬に、理事長が在学期間及び本人宛に書面又は、申込者の同意を得た場合は電磁的方法（電子メールにより電磁的記録を送信する方法を含む。）で通知するとともに、採用者には採用決定通知書を送付するものとします。

#### 9. 採用決定後の手続き

採用決定通知書を受領した奨学生は、採用決定通知書とともに交付される以下の書類を提出すること。

- (1) 誓約書
- (2) 振込先届出書

## 10. 奨学生の義務

奨学生には、健康に留意し、学業に励むとともに、この法人の奨学にかかわる規定を守りつつ、以下書類を提出することを義務付けます。

- (1) 奨学金を受けたときの受領書
- (2) 就学状況・生活状況報告書の提出
- (3) 在学証明書・成績証明書

## 11. 公表方法

奨学金制度の概要、募集要項、給付実績に係る情報（個人情報を除く）等の公表は、この法人のホームページより公表します。

### 【公益事業2】若者の成長に向けた育成・自立支援

#### 取り組み①：若者支援セミナー

##### 1. 事業の趣旨・概要

現代の若者たちは、将来に対する不確実性や情報の過多、人との関わりの希薄さといった社会環境の中で、自らの人生に責任を持ち、主体的に歩いていく力を培うことがこれまで以上に求められています。特に大学生や社会人として歩み始めた若手世代は、学業から社会への移行期にあり、自らの価値観や人生観を確立し、自信を持って社会に参画していくための内面的な土台づくりが不可欠と考えています。

この法人では、若者が自分の在り方と向き合い、社会の一員としての自覚と責任感を育み、人生を自らの手で切り拓いていけるような力を養い、また地域社会や次世代に貢献していく人材として共に成長する学びの機会の提供を目的に、学業から社会への移行期にある大学生や、社会人としての初期段階にある若手層を対象としたセミナーを行います。

将来、学びを通じて成長した若者たちが社会で活躍し、その学びや気づきを次の世代へとつなげていく「恩送り」の循環が生まれることを願い、こうした学びを促す支援を今後も続けてまいります。

なお、本セミナー参加者の進路等について、この法人は一切関与いたしません。

##### 2. 応募対象者・人数

- (1) 対象者：日本国内に所在する大学の大学生（年次問わず） 及び  
若手社会人（概ね就業3年以内の者）
- (2) 人数：年間 延べ100名程度（年4回の開催を予定）

##### 3. セミナーの内容・テーマ

本事業の概要・目的に則り、若者が成長する学びの機会を提供する為、以下のような内容・テーマを含むセミナーを開催します。なお、各回のセミナー内容は規程に則り、理事会で決定します。

- (1) 自己理解と価値観を育む力

- (2) 感情知性（EQ）を高める自己成長
  - (3) 人生を支えるお金の基礎教養
  - (4) 働くことの意味と向き合う視点
  - (5) 恩送りの心と共助のあり方を学ぶ
4. 講師の候補  
社会で活躍する起業家・専門家・文化人・大学教授等から本事業の目的に即した適切な人物を招聘します。なお、各回の講師は規程に則り、理事会で決定します。
  5. 開催方法・頻度
    - (1) 方法：対面形式
    - (2) 場所：東京・名古屋・大阪など主要都市で開催
    - (3) 頻度：年4回予定（四半期ごとの開催を予定）
    - (4) 時間：1回あたり90分を想定
  6. 開催スケジュール  
令和8年度開催スケジュール（予定）
    - ・第1回：令和8年5月
    - ・第2回：令和8年8月
    - ・第3回：令和8年11月
    - ・第4回：令和9年2月
  7. 募集・申込方法  
この法人のホームページ及びソーシャル・ネットワーク・サービス等を通じて広く告知し、Webフォームより申し込みを受け付けるものとします。
  8. 参加者の選考方法  
対象者の条件に合致する全ての申し込み者を参加者とします。但し、会場の参加可能人数を超える申し込みがあった場合には申し込みの先着順に参加者を決めることとします。
  9. 参加費用  
講演・セミナーの参加費用は無料とします。
  10. 公表方法  
講演・セミナーの実績・内容等情報は、この法人のホームページより公表します。

以上